

○日野町ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱

昭和54年6月1日

告示第7号

(趣旨)

第1条 町長は、ごみ集積場の清潔を保持するため、区長（総代）または町代が行う事業に対して毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象事業（以下「対象事業」という。）は、事業の必要性および効果が明らかであると認められるものであって、次の各号に掲げる区分に定める事業とする。

(1) 新設事業 事業費が3万円を超えるものであって、新たにごみ集積所を設置する事業

(2) 改設事業 事業費が3万円を超えるものであって、既設のごみ集積所（新設または改設から20年以上（次号の修繕をしたものにあつては25年以上）が経過したものに限り。）に代えて、新たにごみ集積所を設置する事業

(3) 修繕事業 既設のごみ集積所を修繕する事業

2 前項の規定にかかわらず、国、県または町等の他の補助金等を受ける事業は、対象事業としない。

(全部改正〔令和2年告示34号〕)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

種別	補助金額
新設事業	事業に要する費用の30パーセント以内で、12万円を限度とする。
改設事業	
修繕事業	事業に要する費用の30パーセント以内で、3万円を限度とする。

(全部改正〔令和2年告示34号〕)

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付をうけようとする事業主体は、別記様式第1号による補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定通知)

第5条 町長は、補助金交付の申請があつたときは、申請書を審査すると共に現地踏査を行

い補助金を交付すべきものと認めるときは、別記様式第2号の補助金交付決定通知書を事業主体に交付するものとする。

(一部改正〔平成30年告示32号・令和2年34号〕)

(完成の報告)

第6条 補助金交付決定通知を受けた事業主体は、補助事業が完了したときは、別記様式第3号の工事完了報告書を町長に提出しなければならない。

(全部改正〔令和2年告示34号〕)

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の工事完成報告書の提出があったときは、関係書類の審査および現地検査を行い適当と認めるときは事業主体に補助金を交付する。

付 則

この要綱は、告示の日から施行し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の施行後の事業について適用する。

付 則（平成2年告示第11号）

この告示は、平成2年5月22日から施行し、改正後の日野町ごみ集積施設設置事業補助金交付要綱は、平成2年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年3月28日告示第36号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月28日告示第32号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月30日告示第34号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月29日告示第47号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略

(全部改正〔令和2年告示34号〕、一部改正〔令和3年告示47号〕)